

議案第124号

大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第3条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 〔(1)～(11) 略〕 <u>12 法第3条第1項の許可の申請を行う時又は延べ面積の増加を伴う施設の改修を行う時において、宿泊施設が存する建物に現に居住の用に供している部分が存する場合にあっては、当該建物の構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。ただし、当該建物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有するものであると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （法第4条第2項の基準） 第9条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。 〔(1)～(11) 略〕	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準） 第3条 〔同左〕 〔(1)～(11) 同左〕 〔新設〕 （法第4条第2項の基準） 第9条 〔同左〕 〔(1)～(11) 同左〕

<u>(12) 宿泊者が宿泊施設（下宿営業に係るものを除く。）を使用している間、営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該宿泊施設に係る旅館業の施設に常駐すること</u> （小規模な施設において旅館業を営もうとする者等が講ずべき措置） 第12条 総客室の延べ面積が<u>200平方メートル</u>未満である施設において旅館業を営もうとする者が当該旅館業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該旅館業の施設の近隣住民に周知するとともに、当該周知の方法その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。 [(1)～(5) 略] <u>(6) 騒音を防止するための方法</u> <u>(7) 火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法</u> [2 略]	[新設] （小規模な施設において旅館業を営もうとする者等が講ずべき措置） 第12条 総客室の延べ面積が<u>33平方メートル</u>未満である施設において旅館業を営もうとする者が当該旅館業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするときは又は簡易宿所営業（総客室の延べ面積が33平方メートル未満である施設において営むものに限る。）に係る同項の許可を受けている者が当該簡易宿所営業を営む施設から玄関帳場を廃止して当該施設を玄関帳場を有しない施設にしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該旅館業の施設の近隣住民に周知するとともに、当該周知の方法その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。 [(1)～(5) 同左] [新設] [新設] [2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年10月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条及び第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の許可を受けて設置されている旅館業の施設を利用して新たに旅館業を営営するために行われる申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、旅館業法第3条第1項の許可を受けようとする旅館業の施設の構造設備の概要その他の市長が定める事項の届出を施行日前に行った施設を利用して新たに旅館業を営営するために行われる申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。
- 5 前3項の規定にかかわらず、施行日前に行われた申請に係る旅館業法第3条第1項の許可を受けた旅館業の施設又は前2項に規定する施設について施行日以後に延べ面積の増加を伴う改修を行う場合においては、改正後の条例第3条の規定を適用する。

令和8年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。